

はじめに：日本の国際協力の意義

日本が2018年に実施した政府開発援助（ODA：Official Development Assistance）の支出総額は、約1兆9,051億円となりました。財政状況が厳しく、少子高齢化対策や自然災害の復旧・対策など、日本国内で様々な課題が山積する中で、なぜ日本はODAで開発途上国を支援するのでしょうか。

現在、世界の人口は約70億人ですが、世界銀行によれば、このうち7億人以上の人が、1日の生活費が1.9ドル（200円）にも満たない水準で暮らしています。こうした人々は、食べるものや飲み水がなかったり、学校に行きたくても行けなかったり、病気の時に病院に行けなかったりと、ギリギリの暮らしをしています。困っている人がいる時は、助け合わなければならない、それは国としても同じことです。

また、そもそも日本も、第二次世界大戦後、戦後の荒廃の中から復興しました。そうした苦境から復興し、経済成長を成し遂げ、先進国の仲間入りを果たすにあたり、日本の復興・経済成長を支えた柱の一つとして、戦後間もない時期から開始された、米国などの先進国や世界銀行をはじめとする国際機関などからの支援の存在がありました。東海道新幹線や東名高速道路、黒部ダム、そして愛知用水など、日本の再建と発展のため必要不可欠であった基礎的なインフラは、これらの支援によって整備されました。したがって、日本は、その「恩返し」として、途上国の経済発展を後押しするため、ODAを活用して支援を進めてきました。実際、日本に対して世界各国から寄せられる期待は非常に大きなものです。

さらに、広く世界を見渡せば、気候変動、自然災害、環境問題、感染症、難民問題など、一国では解決が難しい地球規模課題が山積し、深刻化しており、その影響も一国内にとどまらず、世界中に広がっています。2015年には、国連において持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、2030年までに「誰一人取り残さない」社会を構築すべく、国際社会が取組を進めています。そのような状況の中では、誰かのために行う善意は、巡り巡って自分に戻ってくるものです。たとえば、どこかの国で温暖化ガスの排出や海洋プラスチックごみの削減に協力することは、巡り巡って日本を取り巻く環境を良くすることにつながります。日本が産業化を支援した結果、途上国からタコやサーモンが日本に輸出され、私たちの食卓に並べられています。一方で、自然災害や気候変動に伴う影響、国境を越えるテロや感染症などの脅威にさらされていることも事実です。私たちは、世界中の様々な主体と協力してこれらの課題に取り組まなければなりません。

日本がODAを開始して、65年以上が経ちました。これまでの日本のODAを通じた途上国への様々な分野での支援や人材育成は、今の日本に対する信頼につながっています。こうした信頼は、たとえば、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の招致や2025年大阪・関西万博の誘致の際、日本が各国から多くの支持を集めたことにも少なからずつながったと言えるでしょう。ODAは貴重な税金により実施していますので適切に活用し、途上国のために役立てていくことは言うまでもありません。そして、日本は、世界が抱えている課題を解決することが、日本の平和と安全、そして繁栄につながるものとなるよう、これからも開発協力を行っていきます。

日本も貧しかった頃は、国際社会の支援を受けて
経済成長を成し遂げたんだよ！



日本の開発協力政策

－開発協力大綱－

日本の開発協力政策は、開発協力大綱（2015年2月閣議決定）をその根幹としています。日本は、平和国家としての歩みを堅持しつつ、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と安定および繁栄の確保に一層積極的に貢献し、それを通じて日本の国益の確保を図ることを開発協力政策の基本としています。開発協力大綱は、こうした日本の基本的方針を明記した上で、その実現に向けた外交政策上の最も重要な手段の一つとして、これまで以上に政府開発援助（ODA）を戦略的かつ効果的に活用していくことを定めています。また、開発課題が多様化・複雑化し、国家のみならず民間企業やNGOをはじめとする様々な主体による開発協力が必要とされている中、ODAにはこうした多様な力を結集するための触媒としての役割も求められています。

1. 日本の開発協力の基本方針

開発協力大綱においては上述のような目的のために行われる日本の開発協力の基本方針として以下の三つを掲げています。

（1）非軍事的協力による平和と繁栄への貢献

非軍事的協力は平和国家としての日本に最もふさわしい国際貢献の一つであり、国際社会の平和と繁栄を誠実に希求するその在り方を体現するものです。日本は今後もこの方針の下、開発協力の軍事的用途および国際紛争助長への使用を回避する原則を遵守します。

（2）人間の安全保障の推進

個人の保護と能力強化により、恐怖と欠乏からの自由、そして、一人ひとりが幸福と尊厳を持って生存する権利を追求すべきという人間の安全保障の考え方は、日本の開発協力の指導理念です。日本は、特に脆弱な立場に置かれやすい人々に焦点を当て、その保護と能力強化を通じて、人間の安全保障の実現と、その国際社会における主流化を一層促進します。

（3）自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力

開発途上国自身の自助努力を後押しし、将来の自立的発展を目指すのが日本の開発協力における伝統的姿勢です。開発途上国における人づくり、経済社会インフラ整備、法・制度構築等、自助努力、自立的発展の基礎構築を重視し、相手国からの要請を待つだけでなく、日本から積極的な提案を行う等、対話・協働重視の開発協力を進めます。

2. 重点課題

さらに上記の基本方針にのっとり、次の重点課題に沿った開発協力をそれらの相互関連性にも留意しながら推進することとしています。

（1）「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅

世界における貧困削減、特に絶対的貧困の撲滅のためには、経済成長の実現が不可欠ですが、それは①成長の果実が社会全体に行き渡り、誰ひとりとして取り残されないという意味での「包摂性」、②環境との調和への配慮や経済社会の持続的成長・地球温暖化対策の観点を含め世代を超えて続く「持続可能性」、③経済危機や自然災害を含む様々なショックへの耐性および回復力に富んだ「強靱性」の3点を兼ね備えた「質の高い成長」であることが必要です。日本はまた、この質の高い成長の実現による貧困撲滅を図る中で、経済成長の基礎および原動力の確保並びに基礎的生活を支える人間中心の開発のための支援等を実施しています。

（2）普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

「質の高い成長」による安定的な発展の実現には、一人ひとりの権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事し、社会が公正かつ安定的に運営されることが不可欠です。これら発展の基盤を強化するため、日本は、普遍的価値の共有や、平和で安定し、安全な社会の実現のための支援を行っています。とりわけ、普遍的価値の共有を図る上で、法の支配の確立、グッドガバナンスの実現、民主化の促進・定着、女性の権利を含む基本的人権の尊重等の実現のための支援に、また、平和で安定し安全な社会の実現を図る上で、平和構築、緊急人道支援、法執行機関の能力強化やテロ対策、海洋・宇宙・サイバーに関する能力強化支援等に、それぞれ取り組んでいます。

（3）地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

国境を越えて人類が共通して直面する環境・気候変動、水問題、大規模自然災害、感染症、食料問題、エネルギー等の地球規模課題は国際社会全体に大きな影響を与え、特に、貧困層等、脆弱な立場に置かれた人々により深刻な影響をもたらします。これらの問題には、持続可能な開発目標（SDGs）の推進等を通じ、国際社会が一致して持続可能かつ強靱な社会の構築を目指すことにより対処する必要があります。日本はまさにこれらの地球規模課題の克服に向けて国際社会の取組を主導しています。

以上の重点課題を踏まえ、日本は世界各国のニーズと特性に応じた開発協力に加え、広域開発、地域の連結性強化等も行っていきます。さらに開発が進展しつつも様々な開発課題を抱える国々や、一人当たり所得が一定水準にあっても小島嶼国等の特別な脆弱性を抱える国々等に対し、その開発ニーズの実態や負担能力に応じた協力も行っていきます。

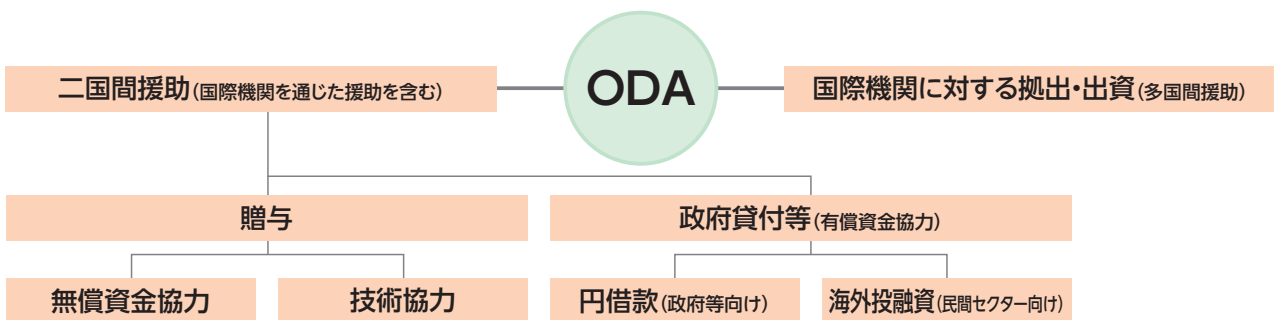
3. 開発協力実施上の原則・体制

(1) 日本は、開発協力を推進するにあたり、①外交政策に基づく方針の策定・目標設定を不断に行い、② ODAとODA以外の資金・活動の相乗効果を目指すとともに、③政策や事業レベルの評価を不断に行い、その結果を、政策決定過程に反映させていきます。また、開発協力の適正化確保のための原則として、①（開発途上国の）民主化の定着、法の支配および基本的人権の保障に係る状況を考慮し、②軍事的用途および国際紛争助長への使用回避（軍または軍人がかかわる民政目的、非軍事目的の開発協力については、実質的意

義に着目し、個別具体的に検討）を図るほか、環境・気候変動への影響、公正性、社会的弱者への配慮、女性参画促進等を念頭に開発協力を進めます。

(2) 日本は、地球規模課題への取組を含む開発協力を担う政府・実施機関の体制整備を続けるとともに、民間企業や地方自治体、大学・研究機関、そしてNGOをはじめとする市民社会など、多様なアクター（援助主体）との連携を強化します。また、緊急人道支援や国際平和協力における国際機関、NGO、PKOとの連携にも引き続き取り組み、国際機関、地域機関、新興ドナーとの連携も推進していく考えです。

日本の政府開発援助（ODA）



● ODAとは？

政府開発援助（ODA：Official Development Assistance）とは、開発途上国・地域に対し、経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的として公的機関によって供与される贈与および条件の緩やかな貸付等のことです。

その対象となる開発途上国・地域は、OECD（経済協力開発機構：Organisation for Economic Co-operation and Development）のDAC（開発援助委員会：Development Assistance Committee）が作成するリストに掲載されています。

日本は現在、それら対象国・地域に対してODAとして、平和構築やガバナンス、基本的人権の推進、人道支援等を含む「開発」に役立つ資金（贈与・貸付等）・技術の提供を行っています。

● ODAにはどのような種類があるか？

ODAには、開発途上国・地域を直接支援する**二国間援助**と、国際機関に対する拠出である**多国間援助**があります。

二国間援助は、**贈与**と**政府貸付等**に分けることができます。贈与は開発途上国・地域に対して無償で提供される協力のことで、返済義務を課さないで、開発途上国・地域に社会・経済の開発のために必要な資金を贈与する**無償資金協力**と、日本の知識・技術・経験を活かし、開発途上国・地域の社会・経済の開発の担い手となる人材の育成を行う**技術協力**があります。なお、贈与の中には国際機関の行う具体的な事業に対する拠出も含まれます。

政府貸付等には、低金利かつ返済期間の長い緩やかな貸付条件で開発途上国・地域に必要な資金を貸し付ける**円借款**と、開発途上国・地域での事業実施を担う民間セクターの法人等に対して融資・出資を行う**海外投融資**があります。

多国間援助には、国連児童基金（UNICEF）や国連開発計画（UNDP）への拠出や世界銀行などへの拠出・出資などがあります。

☆外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/index.html>）でもODAに関する説明を掲載しています。